



武陽禁書

自五至七



服部文庫
117
68
2



那陽禁後之五

目錄

一 大坂町人屋已屋之五本陣屋を修する由縁并公事
お入之事

一 本陣屋を修する由縁を記し、お入之事
押入後見事

一 屋已屋之五本陣屋を修する由縁を記し、お入之事
お入之事



長陽禁語卷之五

大坂町人居已居之在馬本津屋傍者皆由鉄
公事出入事

一居已居之在馬本津屋傍者皆由鉄
是下目之役役者其子以比者其子向土坂一番通
近者老之其子知有之在馬本津屋傍者皆由鉄
岸和田是部美流寺所分唐金金其民化之十者
子其民化之十者其子其子其子其子其子其子其子
其民化之十者其子其子其子其子其子其子其子
其民化之十者其子其子其子其子其子其子其子
其民化之十者其子其子其子其子其子其子其子

大形年中に坂一名磯多の所を以て大形と
相伝ふ所は戸表より外伝國と記述を
市より見るに

一久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

け久松より元来市津屋敷の所を以て名年之部より

辰巳屋敷より名年之部より久松市津屋敷の

所を以て久松市津屋敷の所を以て名年之部より

久松市津屋敷の所を以て名年之部より

吉多所是に

一久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

久松島嶺去年の病氣付の所去年、去死より十日

南光寺之後苗字も右条中
稻垣清隆司人子駒原四郎と申者尚書
曾清政の家老石川澄右衛門と申者先
從政家より親同心の人臺榎より宛敬教番
は、根子傳之與濃吉と申付此石河内郡成戸
^表
番より二月一日綱を以て電より其に
与ふ今井源と市村為松浦西條乃與人と申
同心の人河津市並五連所より池田と申下り多
美原系也少許の由磐おらめ月折し一筆と
是れ不_レ定と辰見屋御禮收付るものなりと申

婚坡洛蜀人

欠但力

馬端原七師

今井堀一

曰乃人

陟臨古軫

五言半無情

四

中村八郎

依此為記

校補 丹石方

向人鉅目

晴江夜行

同

名川英子

庚子
紅毛

辰巳酉亥子

之

卷之五

清風

上田屋主之義

依之

方病

一 深亭後竹方爲根海町之屋敷物之草土是近ハ利之者

名前所不傳
金屋藏之
以爲善
歸即如通

長江付うお知れいうたあ尾あう後付う八重屋あ

和古好之 未^元为古所 故有古音 是也古所 水云

此言、少頃、王、亦、
元、何、後、身、於、此、
悔、如、夢、之

知人

[illegible][illegible]

石上関門へ付寄る

申三月

石上関門へ付寄る小書傳入に付寄る不伊孫書
尾上朝之丞重幸書中列在伊孫書中殿へ此目白紙
切書傳入原方立合

申三月十九日

中殿へ宛

大坂橋町通山月
小原屋

古書傳

是書

石上

稻垣屋通書家

馬場原守市

三人氏書信
小原屋入事

大坂吉野屋
辰巳屋書

手代

手代書
平書信
石上書

大坂中一書針

石上書

石上書

五十五
戸ノ

石上書

石上関門へ付寄る

我陽葉讀考...

泰山大經元...

元之申三月...

方通切...

相達...

方也...

方也...

皇村又在...

泰山大經元...

...

右部より舟着き居砂川左内即別名也此等の人何云
時日人馬田仙雲馬を以御連名に封御事公お慶し付
あまの叶内人申いさすれ急るお慶し名也此等
申いさ云逢事と事切お事ふらふ中多あふ中すの事
有ゆ。

御奉書しる

少部より名有るに別紙書付通押付あり
水部より名有るに別紙書付通押付あり
きし上清元いし

二月廿五日

右部中務少輔

松平伊豆守

松平左近将監

吉山左衛門

別紙御書付

騎馬

少人

洗士

松人

足燈

松人

牛地

之姓

細石より名有

以し

大趣付少部人等事公不書院に記され發二日間

別傳名

江戶不毛書

古也。物之至者。物之至者。取以爲貴。

御車書御德之字

御奉書有之。此御詔之者有之。又列紙筆等付
一通。押付家斗。水陸佛事。亦御役所。亦已差。如
評定。所公案。内以牙。如。一。詔。下。市。一。旨。公。案。是。意。

名將謹

三月廿一日

青山先生記

松平乃正將監候

抄平
伊五子損

本多中務右補頭

右付水町爲前島浮所爲棄肉者何者以爲不在其間

謝人五侯七貴押丹鳳尾處之人相若也

太公故為吾意以傳名中人

大徳名梅あり用人渡瀬高き事清少院人待根に
あり不問人中心に之候殿とふ事知れ素内なるに
人根あり高尾殿とてきくは根根に候事なり

力能保六也

下法

玄化

詩人
中
名
希
叔

沙翁

之

[illegible]

[illegible]

清江先生文集卷之五

一、石中以之元之音能行下後方中之音先通焉
 又度以音教以涉音焉之以音水音後下之音中音也音

[illegible][illegible]

子御用母...
 有...
 城...
 文...
 在...
 と...
 水...
 在...

星

日 日

星

日 日

星

日 日

枕釘 徒 日 日

中 中 中

望 望

中 中

枕釘 徒 日 日

日 日

枕釘

徒 徒

望 望

望 望

日 日

枕釘

徒 徒

星

日 日 日 日 日

星

星

日 日 日 日 日

騎馬

星

星

星

日 日 日 日 日

星

星

星

一 大得免表門洋館所
二 大得免表門洋館所
三 大得免表門洋館所
四 大得免表門洋館所
五 大得免表門洋館所
六 大得免表門洋館所
七 大得免表門洋館所
八 大得免表門洋館所
九 大得免表門洋館所
十 大得免表門洋館所

有之いふは所とて造別主は有

一 平建司人其出格抄中より

一 大務免合用人とて大務上より中より可く得免當該より如きと名相持あるとて返答有

一 二汁三菜一飯食也

一 若くは若衆の儀多し是より其子馬頭・付て伝方也

一 即別方内札奉りて所定より伺ふ仕は格紙全中次第

一 所定之儀あり山形傳方格紙法在馬方入連中次第
川口より別傳方より中より一

尾張より記し水

一 長所少座敷中・間と座敷・定ノ其間と唐紙打込仕切内より六石一札屏風を連

一 上へ向ふ通り戸格より一兩・圓・元・下・打ノ寺・門・刻
出立ノ之より伝方より同

勤番より水

一 居所より多し給人より宛定取諸切

一 同次より多し為替中より姓三人宛宛定取諸切より上座
番より多し勤番より給化寺番勤

一 海より多し勤番より給化寺番勤より上座

廣昌書院之始其地之動書事也之人多在水動

一因付足之云及臨切心所寢者如勤

一、内和、醫、師、三、人、之、名、也、強、如、金、剛、能、最、大、威、力、也、

月圓時玄念

一 司人々之爲己更迭印。凡そ覆書を爲す端を以て

一 是 臣 因 付 諸 衆 所 覆 書 已 此 云

一表裏而一其善人堪中才也出入政平也余以商人

大將列陣耳自云可名入元化而家中少出入得此

今接海門來書司事之無勾倫是也西子有以

中一守停者地，故是物也止

一、今之元福寺乃已教水寺

中ノミナシ

和子料理二汁を華にかけ

一 小兒發白者多定恆黃矣

石印

一存心必求正大無私

乃知

一 同世三百大孫 命子未時方生 乙巳年正月

己卯

いふ一見

御在御下姓少御相換御給付少候新元

川名中い御用立 御付難き事有らむ付

一 集上付

太勤方堀安法も先控り有知

一 昨境若部一候中より氏神退付今より寺と云

一 又以前に候ハ 石段御出候一車方有らむ有

一 至る處に一宮内人中より一足跡有

一 又此よりと云候之方より一西家書と砂川方内相

一 用人相換せられ付一此より一寺方より一寺方何

書付に

一 又此より一候より一寺方より一寺方有

一 又中より一御在御下姓少御相換御給付少候新元

一 又書付に候より一寺方より一寺方有

一 御書に候より一寺方より一寺方有

一 御給付少候より一寺方より一寺方有

一 御面より一寺方より一寺方有

一 又人侍何より一寺方より一寺方有

一 御面より一寺方より一寺方有

一 又合より一寺方より一寺方有

一 朝夕料理の煩わしさを減らすこと

惣料理を減らすこと

一 多量の粉を減らすこと

減らすこと

一 痛みの多い場所を減らすこと

手洗いの回数を増やすこと

一 大仕事は休日を減らすこと

休日を減らすこと

一 場所の移動を減らすこと

前へ進むのを減らすこと

一 何よりも通気性を減らすこと

通気性を減らすこと

一 壁紙の交換を減らすこと

壁紙の交換を減らすこと

一 壁紙の交換を減らすこと

壁紙の交換を減らすこと

一 壁紙の交換を減らすこと

壁紙の交換を減らすこと

一 扇の掃除を減らすこと

扇の掃除を減らすこと

一 行水如長川為海軍之基

一 行水如長川為海軍之基

一 行水如長川為海軍之基

一 行水如長川為海軍之基

右之海軍也

一 行水如長川為海軍之基

泰山之孫也

右之海軍也

一 行水如長川為海軍之基

今也言海軍之基

一 行水如長川為海軍之基

右之海軍也

海軍之基

一 行水如長川為海軍之基

右之海軍也

海軍之基

一 行水如長川為海軍之基

右之海軍也

一 行水如長川為海軍之基

右之海軍也

一 行水如長川為海軍之基

右之海軍也

昨晚何如何夢言今漢方一誤討江一過向書
有正明堂之在也持系一司人地恩志亦在焉

今夏小出接涉數月次三百餘里
有之長果
後之長亦仕宦多矣

7

音 夢

吾山入路云

右月令の公並年々くふと云
此同齊内史出録

市並年々いふ事保十年七月廿日秋元信子と云ふ水腫
 年人正市初一日出た未年向かぬ此は八山奉書あり
 後市付大塚免といふ事少くも道より一戸あり
 乃相候と交わしあるも同く居る事あり同く道
 へ付替ふ相候といふ事今九山信子と云ふ事
 市向市初一日出た未年向かぬ此は八山奉書あり
 今長堀と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 市向市初一日出た未年向かぬ此は八山奉書あり

一、付印此因信處有方、何公常名、馬山原吾家香
右、後永有年、吾向、此、城、量、度、為、款、難、多、心

[illegible]

右之係書卷之通

一
元文二十五年四月十日
首坊名匠曾模口口設建一郎模口

一 元文二年七月廿二日 秋田信忠曾次松平興矩邸

東坡先生集卷之五

青山大隱亮字東

三

砂月夜

大に、若用、今、其、明、方、お、ま、は、な、る、常、時、に、さ、る、其、破、留、
其、お、以、多、故、少、中、に、て、波、中、に、ま、ん

一 石何書如陳如所傳今升
與多諸子成口之市遠所付
後則下中書之流中書也

一、舟所經伊勢与夫之与唐国公村立学及、對佐
子中造、此水也、明西云有

武陽禁淫卷六

武陽禁獵令七

目錄

一 小兒水獺與青山土猪充水獺之事 大猪充

一 大猪充水獺之事 大猪充水獺之事

一 大猪充水獺之事 大猪充水獺之事

一 大猪充水獺之事 大猪充水獺之事

一 大猪充水獺之事 大猪充水獺之事

武陽禁獵令

武陽禁後卷一七

少相換与大猪免永市部事大猪免

五少事

一二月廿五日未付留与后砂川方内松平とゆは

石河よりと知事の時用人堀田仙左衛門と云ふ書付

有通ふ候と云

中書事切

吉川大猪免

小相換事次と云ふ書付と云ふ事

二方と云

一太後方より知事知記別標事殿より大猪免と云

[illegible]

四月

今日所領少者亦極多矣近來各處竊賊出沒無常
砂川乃為村中人勇村又為馬山處知有也所盛
波而知後是年幸民同人心懷有仲書九通
御部亦為接當後松在亦書一為之書言其
是年力之盛上乃人極之書向也

平
音

壽山土器元

今村在嘉慶間人其家紙噴筆氣自王右軍傳
印列子之語亦正乃壁書以何公之用人故源文公
此郭吳如顧本猶多未下致也少附紙者亦盡之

一、為其止於此處，而為其成，以時而為其

司人

福田九郎右衛門

扣印

我田助之
順氣保壽

日付

九思傳 月山

諸人

松平原次

依是種古寫

河村三吉支

白井 少石

中流

中村十郎左

是各與名地

田色如土

醫師

小野玄

阮

平野原

師

松麓以爲之

後目付

松坡真筆

足恒目付

徒 移人

佐友重吉

藤田十吉

料理人 四人

足恒共一人

小郎井

此中一同

一同七名お移しとて、多摩川下流より、足恒市に來り、御

寺通より、御免を以て、人衆より、主村より通方とて、御免

方より移來り、人衆村より、御免、主村より、御免、

主村より、御免、主村より、御免、主村より、御免、

次に記し

一、今、所とて、主村より、御免、主村より、御免、

主村より、御免、主村より、御免、主村より、御免、

主村より、御免、主村より、御免、

一、吾方、御免、主村より、御免、主村より、御免、

主村より、御免、主村より、御免、主村より、御免、

寂書、主村より、御免、

一、東海道、主村より、御免、主村より、御免、

一 事

並し通うる事

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

一 道中一 病を患ふ事 此は多し 醫師の薬を用ふ事 此は

[illegible]

夢をいへば
 夢をいへば
 夢をいへば

一、道中附錄人新刊錄

華也

右通車穀心堂

二月廿

善山大經咒

道中詩人題

一物

五
人

一
圓付

人

繪人

人

一中

人

醜

人

徒因付

2

一
徒士

族

一足種

廿一人

四月七日

春山大眼亮

一回十三年 小お振きより十高おきお振きより
お振き相平中後よりお振き通市園所よりお振き
よりよりよりよりよりより

例 伴 母

一 小お振きより小お振き

一 東海通市園所よりお振きより大振き
お振きよりお振きよりお振きよりお振きよりお振きより

お振きより

一回十三年 小お振きより小お振きより小お振きより
市園所よりお振きよりお振きよりお振きよりお振きより

お振きよりお振きよりお振きよりお振きよりお振きより
お振きよりお振きよりお振きよりお振きよりお振きより

お振きより

お振きより 小お振き

右に小お振きよりお振きよりお振きよりお振きより
お振きよりお振きよりお振きよりお振きよりお振きより
お振きよりお振きよりお振きよりお振きよりお振きより

お振きより

お振きより

お振きより

お振きより

預言の御説と云ふ是を信ぜしむ可也。此の如く云ふ

一傳是... 此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

此の如く云ふ

173

43
21

彙

泊

石塚

三

小田

月

石渠

勺

江尾

9

金荪

月

溪和

月

赤坂

月

宮

同

四日市

月

下

月

石部

同

櫻原

13

周知

四

福知山

子侯

瑞子侯就立不美也。若雅冰陽急自分。此
為之。同三年一柳對馬。大宿谷。陽急。此
本為。陽急。若也。此。雅冰。陽急。自分。此。天。有
結。心。此。大。陽。急。下。書。此。天。有
一。乃。中。此。陽。急。中。此。天。有。此。天。有
中。此。天。有。

東陽禁法卷之七

